

廃船

私を捨てないで！

(船舶の投棄・放置は許さない！)

海岸に投棄された小型船艇



- 古くなったり、壊れて使用しなくなった船舶は**所有者の責任**で、適正に処分しましょう。
- 処分する方法や処分先については、地元市町村の廃棄物担当課に相談してください。
- 廃FRP船は、リサイクルで処理しましょう。
(詳しくは、「FRP船リサイクル」で検索)
- 使用しなくなった船舶を適切な管理をしないで、港や海岸に放置した場合、**1000万円以下の罰金に処せられる場合があります。**
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条第1項違反
罰則：第55条第1項第16号)